

**改正**

平成27年 7 月13日規則第43号

平成28年 3 月31日規則第59号

平成30年 3 月30日規則第24号

山武市高校生等医療費の助成に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保健対策の充実及び教育機会の拡充並びに保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある就学している者（山武市子ども医療費の助成に関する規則（平成18年山武市規則第76号）に基づく医療費「（以下「子ども医療費」という。）」の助成を受ける資格を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は市町村が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(7) 高校生等医療自己負担金 市が高校生等医療費助成事業による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。

(8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象者)

**第3条** この規則に定める高校生等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者とする。

(1) 高校生等が保険医療機関で受診した日に本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(2) 高校生等で医療保険各法の規定により保険給付の対象となった者

(3) 高校生等が保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(4) 保護者が所得に関する申告をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象としない。

(1) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。

(2) 婚姻したとき。

(支給除外)

**第4条** 前条第1項の助成対象者のうち、市税等に滞納がある場合においては、その要件が解消されるまでの間、支給の対象としない。

(助成対象期間)

**第5条** この規則に定める高校生等医療費の助成を受けることができる期間は、市長が申請書を受理した日から開始する。ただし、子ども医療費の助成を受けていた者であって新たに高校生等医療費の助成を申請しようとするものについては、監護する子どもが山武市子ども医療費の助成に関する規則第2条第1号に規定する子どもでなくなって以後最初の4月30日までに申請を行った場合は、同月1日に、転入者については、転入日の翌日から起算して1月以内に申請を行った場合は、転入日に、助成期間の開始を遡ることができる。

(優先関係)

**第6条** 高校生等に係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

**第7条** 高校生等医療費として助成する額は、高校生等が保険給付を受けた場合における医療費のうち、一部負担金又は自己負担金に相当する額から、別表に定める高校生等の保護者の階層区分による負担基準額を控除した額（一部負担金が高校生等医療自己負担金に満たないときはその額）とする。

- 2 保険調剤については、別表に定める階層区分にかかわらず、自己負担金を徴しないものとする。
- 3 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法に基づく規則定款等により保険給付に併せて行う給付（以下「付加給付」という。）があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。
- 4 助成対象者が保険医療機関の発行する医療費計算書を添付して助成金を申請する場合の証明手数料は、助成対象者の負担とする。

（受給資格の登録申請）

**第8条** 医療費の助成を受けようとする高校生等の保護者は、高校生等医療費助成登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、受給資格の登録を市長に申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 保護者の住民税非課税証明書、市町村民税納税通知書に記載されている税額等の明細の写し又は市県民税の税額控除の分かる書類
  - (4) 学生証の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、当該高校生等の保護者の同意に基づき同項第2号及び第3号に掲げる書類に記載されている事実を当該職員に確認させることができる場合は、これらの書類を申請書に添えることを省略することができる。

（受給資格の登録事項）

**第9条** 前条の受給資格の登録事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高校生等の住所、氏名及び生年月日
- (2) 申請者（保護者）の住所、氏名及び電話番号
- (3) 高校生等に係る被保険者証等の記載事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

（受給資格の認定等）

**第10条** 市長は、第3条に規定する助成対象者から高校生等医療費助成登録申請書の提出があり、

審査の結果、資格要件に該当する場合は、台帳に登録するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、不相当と認めた場合は、高校生等医療費助成却下通知書（別記第2号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（受給資格の更新等）

**第11条** 市長は、毎年7月1日時点の高校生等の保護者の市町村民税額を確認し、階層区分を認定する。

- 2 市長は、前項の規定により認定する際、必要がある場合には、保護者に第8条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

（届出の義務）

**第12条** 助成対象者は、自己又は高校生等について、第9条の受給資格の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに高校生等医療費助成受給資格登録変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により、階層区分の変更が生ずる場合は、階層の再認定を行い、再認定日の翌月1日から資格を有効とするよう登録を更新する。

- 3 助成対象者は、有効期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに高校生等医療費助成期間終了届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成の方法）

**第13条** 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払い、高校生等医療費の助成を受けるためには、助成対象者は、高校生等医療費助成金交付申請書（別記第5号様式）に保険医療機関が発行する領収書を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、一部負担金又は自己負担金を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（助成金の交付）

**第14条** 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては高校生等医療費助成給付決定通知書（別記第6号様式）により、給付を不相当と認めたものについては高校生等医療費助成給付申請却下通知書（別記第7号様式）により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

（申請の却下）

**第15条** 前条の申請却下の理由は、第3条の資格要件を満たさない者及び第4条に該当する者とする。

(助成の制限)

**第16条** 第7条の規定にかかわらず、高校生等医療費給付について、その要因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(受給権の消滅)

**第17条** 受給権は、高校生等が、次の各号のいずれかに該当することとなった日をもって、消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条第1項に規定する条件を満たさなくなったとき。

(助成金の返還)

**第18条** 市長は、偽りその他不正な行為により第7条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

**第19条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条本文の規定は、平成27年3月31日までに申請書を受理したものにあっては、平成26年8月1日から適用する。

**附 則** (平成27年7月13日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山武市高校生等医療費の助成に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第59号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**別表** (第7条関係)

階層区分	世帯区分	負担基準額 (円) 入院1日及び通院1回につき
------	------	----------------------------

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり、自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

（注）

- 1 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれを1日又は1回として、自己負担額を算定する。
- 2 階層区分の認定は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況で認定する。ただし、税額控除については、外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除の控除前の額で階層区分を認定する。
- 3 保護者の市町村民税の課税状況について、確認できない場合は、市町村民税所得割課税とみなすものとする。

別記

第1号様式（第8条関係）

別記

第1号様式（第7条関係）

高校生等医療費助成登録申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

申請者 (保護者)	住所	〒 —	
	フリガナ		電話番号
	氏名	④ (高校生等との関係)	

高校生等	住所	〒 —		
	フリガナ		個人番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	就学先	名称		
住所		(〒 — ) 電話 - -		
加入医療保険	保険者名			
	保険者番号			
	保険種別	1 国民健康保険		2 その他
	被保険者、組合員 又は世帯主	氏名		
		資格取得年月日	年 月 日	
記号番号	記号	番号		
振込口座	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協	支店名	本店・支店・出張所
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義人			

高校生等が加入する保険証の写し及び学生証が必要です。

同意書	
<p>高校生等医療費助成制度を申請するにあたり、本制度を利用する間、必要な世帯員の住民基本台帳の                  情報提供及び助成金の算定に必要な世帯の所得及び住民税額の課税状況、市税の納税状況及び保育料の                  納入状況について調査・確認することに同意します。</p>	
氏名	④
個人番号	
氏名	④
個人番号	

- 高額療養費の一部又は全部を山武市が負担した場合は、保険者から受領した高額療養費のうち、過払相当額を私が山武市へ支払います。また、国民健康保険の加入期間は、市と保険者との間で負担相当額について相殺することに同意します。
- 家族療養費付加給付金を保険者から受領した場合は、当該相当額を私が山武市へ支払います。

様

山武市長



高校生等医療費助成却下通知書

年 月 日付けで申請された山武市高校生等医療費の助成に関する規則による高校生等医療費助成制度申請については、下記の理由により却下します。

記

1. 却下理由

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山武市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山武市を被告として（訴訟において山武市を代表する者は山武市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

第3号様式（第12条関係）

第3号様式（第11条関係）

高校生等医療費助成受給資格登録変更申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

申請者 (保護者)	住 所	〒 —
	電話番号	— —
	氏 名	◎ (高校生等との続柄 )
	高校生等氏名	

下記のとおり高校生等医療費助成受給登録の内容に変更・誤りがありましたので、受給登録の変更及び子ども医療費助成受給券の変更を申請します。

記

保 護 者 等	住 所	〒 —			
	フリガナ		電話番号	— —	
	氏 名				
高 校 生 等	住 所	〒 —			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	就学先	名称			
住所		〒 —			
加 入 医 療 保 険	保険者名				
	保険者番号				
	保険種別	1 国民健康保険	2 その他		
	被保険者、組 員又は世 帯主	氏 名			
		資格取得年月日	年 月 日		
	記号番号	記号		番号	

注)変更があった事項のみ記入してください。

医療保険が変更した場合、変更後の被保険者証等の写しを添付してください。

就学先が変更になった場合は、学生証等の写しを添付してください。

保護者が変更になった場合は、同意書にご記入ください。

同 意 書

高校生等医療費助成制度を申請するに当たり、本制度を利用する間、必要な世帯員の住民基本台帳の情報提供及び助成金の算定に必要な世帯の所得及び住民税額の課税状況、市税の納税状況及び保育料の納入状況について調査・確認することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ ◎                      氏名 \_\_\_\_\_ ◎  
 個人番号 \_\_\_\_\_                      個人番号 \_\_\_\_\_



高校生等医療費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

保護者 (〒 ー )  
 住 所  
 電話番号  
 氏 名 ⑩

高校生等医療費の助成を受けたいので、山武市高校生等医療費の助成に関する規則第13条第1項に基づき申請します。

ふりがな				生年月日	年 月 日	歳
高校生等氏名						
住 所	〒 ー					
加入医療保険	名 称					
	記号・番号	記号		番号		
	付加給付 (加入の保険 組合に確認し てください。)	無 ・ 有 自己負担限度額 円 円未満切捨て				
就 学 先	名 称					
	住 所					
	電話番号					
振込口座	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協 本店・支店・出張所				
	普通預金No.	普通				
	フリガナ					
	口座名義人					

第6号様式 (第14条関係)

様

山武市長



高校生等医療費助成給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高校生等医療費の給付が、下記のとおり決定したので、山武市高校生等医療費の助成に関する規則第13条の規定により通知します。

なお、給付額が変更決定された場合は、返還していただくことがありますので御了承ください。

記

- |             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 1. 給付(助成)金額 |       | 円  |
| 2. 高校生等氏名   |       | 様分 |
| 3. 振込預金口座   | 銀行    | 支店 |
| 4. 医療機関等    |       |    |
| 5. 支 払 日    | 年 月 日 |    |
| 6. 診 療 年 月  | 年 月   |    |

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山武市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山武市を被告として（訴訟において山武市を代表する者は、山武市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

第7号様式（第14条関係）

様

山武市長



高校生等医療費助成給付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった高校生等医療費の給付申請については、下記の理由により却下したので、山武市高校生等医療費の助成に関する規則第13条の規定により通知します。

記

1. 却下理由

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山武市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山武市を被告として（訴訟において山武市を代表する者は、山武市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。